

三次市教育委員会告示第 号

三次市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年 月 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

三次市社会教育振興事業補助金交付要綱（平成16年三次市教育委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

第12条中「5年」を「10年」に改める。

附則中「公布の日」を「平成16年8月2日」に改め、同附則を第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

様式第3号及び様式第8号を次のように改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。